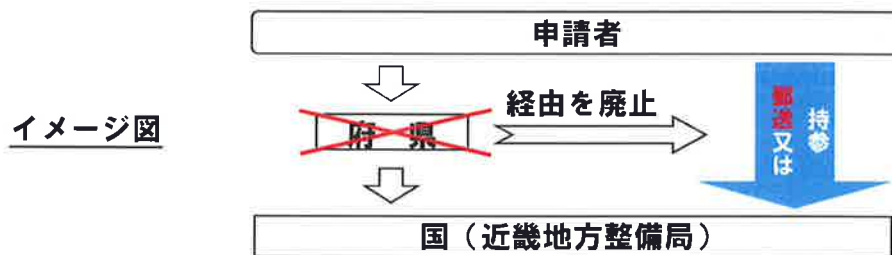


**大臣許可**をお持ちの建設業者のみなさまへ

令和2(2020)年  
4月1日以降

# 許可・経審に 係る書類提出先が 変わります

令和2年4月1日以降、全ての許可・経審関係書類は、  
**近畿地方整備局へ郵送**又は持参してください



【直接近畿地方整備局へ提出となるもの】

建設業許可申請書（新規、更新等）、決算変更届等の各種届出、経営事項審査申請書

■■ 近畿地方整備局管内（福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山各府県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。

■■ 詳細は、随時、近畿地方整備局ホームページにてお知らせします。

問合せ先：〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 建政部建設産業第一課

建設業許可担当・経営事項審査担当 電話 06-6942-1141（代）